

ハウス食品株式会社に対する排除命令について

平成20年6月17日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ハウス食品株式会社（以下「ハウス食品」という。）が販売する「六甲のおいしい水」と称する商品（以下「六甲のおいしい水」という。）に係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、同社に対して、排除命令（別添排除命令書参照）を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
ハウス食品株式会社	大阪府東大阪市御厨栄町一丁目5番7号	代表取締役 小瀬 昉

2 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

ハウス食品は、六甲のおいしい水のうち、平成17年1月ころ以降販売している容量2リットルの商品について、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、以下のとおりの表示を行っていた。かかる表示は、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示であった。

六甲のおいしい水のうち、容量2リットルの商品については、平成17年1月ころ以降、採水地を従来の神戸市灘区篠原南町から神戸市西区井吹台東町に変更している。

商 品	六甲のおいしい水（容量2リットルの商品）
表示期間	平成17年1月ころから平成20年1月ころまで
表示内容	商品の容器に「 ^{かこうがん} 花崗岩に ^{みが} 磨かれたおいしい水 六甲山系は花崗岩質で、そこに降った雨は、地中深くしみ込み、幾層にも分かれた地質の割れ目を通していく間に花崗岩内のミネラル分を溶かし込み、長い時を経て、口当たりの良い、自然なまるやかさが生きている良質の水になります。」と記載することにより、あたかも、当該商品の内容物が、六甲山系の花崗岩の割れ目を通ることにより当該花崗岩のミネラル分が溶け込んだ水であるかのように表示
実 際	当該商品の内容物は、六甲山系の花崗岩の割れ目を通ることにより当該花崗岩のミネラル分が溶け込んだ水であるとはいえないものであった。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課 電話 06-6941-2175（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

(2) 排除措置の概要

- ア 前記表示は、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2（省略）

（排除命令）

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

2及び3（省略）